

久留米市産業振興奨励金

久留米市への進出を支援 オフィス



年間賃借料・共益費

年間最大

500 万円

業務施設の年間賃借料と年間
共益費の50%を1年度間補助
(ただし、敷金等を除く)



補助要件 | 申請時に、常時従業員が20人(中小企業は5人)以上、かつ市民の新規雇用者が5人以上の業務施設を設置すること(事前に市の承認が必要です)

対象地域 ▶ 中心市街地、合川ハイテクパーク、久留米オフィス・アルカディア、久留米百年公園の区域

(注意) 事業開始後5年未満に事業の全部または一部を休止・廃止したときは、補助金の返還が必要となります

久留米市商工観光労働部
企業誘致推進課

☎ 0942-30-9135
Mail: kigyo@city.kurume.lg.jp

詳細は
こちら
▶▶▶

